

福井県立南越特別支援学校いじめ防止基本方針

平成26年3月13日策定

令和2年9月8日改訂

【幼・小学部】

1 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、幼児・児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

- (1) 本校は、幼児・児童が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を重んじ相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、幼児・児童に対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持たせることに努める。

3 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」児童を育てる取組

- (1) 道徳教育・人権教育の推進
各教科、自立活動、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、各教科等を合わせた指導の中で、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てるとともに、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる態度を育てる。
- (2) 体験活動の充実
集団宿泊体験や学校行事等を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

4 いじめの未然防止のための取組

- (1) 自尊感情を育む教育活動の推進
一人一人が活躍できる学習活動や人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動を通して、幼児・児童の自己有用感を高める。
- (2) 幼児・児童への啓発
いじめが絶対に許されない行為であること、観衆や傍観者が及ぼす影響等について集会等において幼児・児童への注意喚起に努める。
- (3) 教職員の研修
いじめ問題への認識や幼児・児童理解等に関する研修を実施する。
教職員の言動が幼児・児童に大きな影響力を持つことを認識する。
- (4) 互いの個性や障害を認め合う学校風土づくり
障害の違いや軽重にかかわらず子どもを受容する指導・支援を行ったり、小学校や地域との交流及び共同学習を行ったりすることで、幼児・児童一人一人が互いに認め合い、励まし合う学校風土づくりを進める。発達段階に応じて、幼少期から規範意識等の醸成に努めるとともに、幼児・児童や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促す。
- (5) 特別な配慮が必要な幼児・児童に対する特性を踏まえた適切な支援
以下の幼児・児童を含め、特別な配慮が必要な幼児・児童に対して、その特性を踏まえた適切な指導を行う。
 - ① 発達障害等の障害のある幼児・児童
 - ② 海外から帰国した幼児・児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる幼

児・児童

- ③ L G B T等、性的マイノリティに係る幼児・児童
- ④ 震災等で被災した幼児・児童または原子力発電所事故により避難している幼児・児童

5 いじめの早期発見のための取組

(1) 日々の観察

いじめがあるのではないかという問題意識をもって、休み時間等に幼児・児童の様子に常に目を配る。また、子どもたちの人間関係の把握に努める。

(2) 教員間の連携及びいじめを把握したときの対処のあり方の共通理解

すべての教員で子どもたちを見守るという視点に立ち、担任を中心に幼児・児童の気になる行為や小さな変化に対して、日頃から教員間の連絡を密にすることで、いじめ等の早期発見に努める。特定の教員が抱え込むことなく情報共有し、組織的な対応につなげる。その際、「けんかやふざけ合い」をいじめから除外せず、被害幼児・児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) 保護者との連携と相談しやすい関係づくり

日頃から保護者との関係づくりに努め、連絡帳などにより情報交換を密にすることで、家庭生活における幼児・児童の変化を見逃すことなく、いじめ等の早期発見に努める。

6 いじめの事案対処に向けた取組

(1) 被害幼児・児童、加害幼児・児童への迅速な対応

複数の関係者からの情報収集及び事実確認をした上で、被害幼児・児童の安全を最優先に考え対応する。また、被害幼児・児童が一日も早く安心して学校生活を送れるように努めるとともに、加害幼児・児童に対してはいじめに至った背景等を丁寧に聞き取り、本幼児・児童の立ち直りと再発防止に努める。

(2) 保護者との連携

被害幼児・児童及び加害幼児・児童の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と今後の指導についての協力を得る。

(3) 外部機関との連携

必要に応じて、特別支援教育センターやこども療育センター等の外部機関と連携を取りながら早期解決に向けた最善の方法を講じる。

(4) いじめの解消について

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3ヶ月を目安）を経過していること
- ② 被害幼児・児童が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止に関して指導の方策等を協議するために、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、定期的を開催する。

(構成員) 校長、教頭、教務部長、指導部長、教育相談部長、保健部長、学部主任

(活動) ・いじめ問題対応の年間計画の作成

・校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定

・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班（校内支援会議）

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、必要に応じて開催し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

- (構成員) 校長、教頭、指導部長・副部長、関係学部主任・担任、その他関係者
(活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定
・当該いじめ事案の対応の経過の確認および対応方針の修正

8 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 「いじめ調査専門委員会」が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。
- (3) 関係保護者、教育委員会および警察等関係機関への情報提供と連携を行う。

9 学校評価における留意事項等

- (1) いじめ問題に適正に対処するため、次の点に関連するものを学校評価の項目に加え、本校の取組を評価する。
 - ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」幼児・児童を育てる取組や、いじめの未然防止のための取組、人権尊重のための取組に関すること。
- (2) この基本方針は、本校のホームページに公開する。

【中学部・高等部】

1 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

- (1) 本校は、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を重んじ相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、生徒に対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないと強い認識をもたせることに努める。

3 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」生徒を育てる取組

- (1) 道徳教育・人権教育の推進
各教科、自立活動、道徳、特別活動、総合的な学習または探究の時間等、各教科等を合わせた指導の中で、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てるとともに、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる態度を育てる。
- (2) 体験活動の充実
集団宿泊体験や学校行事等を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

4 いじめの未然防止のための取組

- (1) 自尊感情を育む教育活動の推進
一人一人が活躍できる学習活動や人との関わり方を身に付けるためのトレーニング

グ活動を通して、生徒の自己有用感を高める。

(2) 生徒への啓発

いじめが絶対に許されない行為であること、観衆や傍観者が及ぼす影響等について集会等において生徒への注意喚起に努める。また、SNS等インターネットに係るいじめに関する現状と対策について説明する時間を設定し、生徒への注意喚起に努める。

(3) 教職員の研修

生徒理解やカウンセリング等に関する研修を実施する。
教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つことを認識する。

(4) 互いの個性や障害を認め合う学校風土づくり

障害の違いや軽重にかかわらず子どもを受容する指導・支援を行ったり、中学校・高等学校や地域との交流及び共同学習を行ったりすることで、生徒一人一人が互いに認め合い、励まし合う学校風土づくりを進める。発達段階に応じて、規範意識等の醸成に努めるとともに、生徒や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促す。

(5) 特別な配慮が必要な生徒に対する特性を踏まえた適切な支援

以下の生徒を含め、特別な配慮が必要な生徒に対して、その特性を踏まえた適切な指導を行う。

- ①発達障害等の障害のある生徒
- ②海外から帰国した生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒
- ③LGBT等、性的マイノリティに係る生徒
- ④震災等で被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒

(6) 相談窓口・にげ場所作り

生徒が相談できる体制や安心して過ごせる場所づくりに努める。

5 いじめの早期発見のための取組

(1) 自己チェックシステムの活用

生徒が毎日の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

(2) 日々の観察

いじめがあるのではないかという問題意識をもって休み時間等に生徒の様子に常に目を配る。また、生徒たちの人間関係の把握に努める。その際、「けんかやふざけ合い」をいじめから除外せず、被害生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) 計画的な個人面談

各学期に1回程度学校生活に関するアンケートを実施し、記入内容に関して個人面談を実施する。

(4) 教員間の連携及びいじめを把握したときの対処のあり方の共通理解

すべての教員で子どもたちを見守るという視点に立ち、生徒の気になる行為や小さな変化に対しても学部会などを利用して教員間の連絡を密にすることで、いじめ等の早期発見に努める。

(5) 保護者との連携と相談しやすい関係づくり

日頃から保護者との関係づくりに努め、連絡帳などにより情報交換を密にすることで、家庭生活における生徒の変化を見逃すことなく、いじめ等の早期発見に努める。

(6) 外部機関との連携

越前警察署（スクールサポーター）や丹南青少年愛護センター等の外部機関と定期的に情報交換する中で学校外におけるいじめ等問題行動の早期発見に努める。

6 いじめの事案対処に向けた取組

(1) 被害生徒、加害生徒への迅速な対応

複数の関係者からの情報収集及び事実確認をした上で、被害生徒の安全を最優先に考え対応する。また、被害生徒が一日も早く安心して学校生活を送れるように努めるとともに、加害生徒に対してはいじめに至った背景等を丁寧に聞き取り、本生徒の立ち直りと再発防止に努める。

(2) 保護者との連携

被害生徒及び加害生徒の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と今後の指導についての協力を得る。

(3) 外部機関との連携

必要に応じて、特別支援教育センターや越前警察署（スクールサポーター）、丹南青少年愛護センター等の外部機関と連携を取りながら早期解決に向けた最善の方法を講じる。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案については、県教育委員会及び越前警察署等と連携して対処する。

(4) いじめの解消について

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ①いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3ヶ月を目安）を経過していること
- ②被害生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人及び保護者に面談等で確認すること

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止に関して指導の方策等を協議するために、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、定期的を開催する。

(構成員) 校長、教頭、教務部長、指導部長、教育相談部長、保健部長、学部主任

(活動) ・いじめ問題対応の年間計画の作成

- ・校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定
- ・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、必要に応じて開催し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

(構成員) 校長、教頭、指導部長・副部長、関係学部主任・担任、その他関係者

(活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・当該いじめ事案の対応の経過の確認及び対応方針の修正

8 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告する。

(2) 「いじめ調査専門委員会」が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。

(3) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関への情報提供と連携を行う。

9 学校評価における留意事項等

(1) いじめ問題に適正に対処するため、次の点に関連するものを学校評価の項目に加え、本校の取組を評価する。

- ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」生徒を育てる取組やいじめの未然防止のための取組、人権尊重のための取組に関すること。

(2) この基本方針は、本校のホームページに公開する。